

# 山梨県建築行政マネジメント計画

計画期間：平成 23 年度～26 年度

山 梨 県

## 目 次

I 計画策定の趣旨 .....	1
II 計画策定の背景等 .....	1
(1) 計画策定の背景	
(2) 建築基準法の改正等	
III 計画の期間 .....	2
IV 計画の公表 .....	2
V 達成状況の把握と公表 .....	2
VI 取り組むべき施策	
1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保 .....	2
(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底	
(2) 中間検査・完了検査の徹底	
(3) 工事監理業務の適正化とその徹底	
2 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底 .....	6
(1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底	
(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底	
3 違反建築物等への対策の徹底 .....	8
(1) 違反建築物対策の徹底	
(2) 違法設置昇降機への対策の徹底	
4 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保 .....	9
(1) 定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進	
(2) 建築物の耐震診断・改修の促進	
(3) 建築物に係るアスベスト対策の推進	
5 事故・災害時の対応 .....	12
(1) 迅速な事故対応	
(2) 迅速な災害対応	

6	消費者への対応	13
7	執行体制の整備	14
	(1) 内部組織の執行体制	
	(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制	
	(3) データベースの整備・活用	
資料 1	建築確認審査等に関する「推進計画書」	16
資料 2	建築行政マネジメント計画策定経過	19

## I 計画策定の趣旨

建築確認手続き等の運用改善については、平成22年3月29日に建築基準法施行規則の一部を改正する省令及び関係告示が公布され、平成22年6月1日から施行された。

一方、平成10年の建築基準法改正以降、建築確認検査業務が一定の民間機関に開放され、確認・検査体制の充実が図られるとともに、「山梨県建築物安全安心実施計画」の策定等により、建築基準法の実効性を高める取組みを行った結果、完了検査率の大幅な向上になった。

今後、今回の運用改善も踏まえ、円滑な経済活動の確保を前提としつつ、建築物の安全性を確保するための更なる取組みが求められている。

平成22年5月17日付で国から建築行政マネジメント計画策定指針の制定について技術的助言が発出されたことを踏まえ、これまで取組んできた「山梨県建築物安全安心実施計画」を発展させ、建築行政が直面する課題や制度改正に対応して、限られた人員・予算の中で、適正かつ効率的に法令遵守を徹底するため、「山梨県建築行政マネジメント計画」を策定し、計画に基づく取組みを県指定確認検査機関、県指定構造計算適合性判定機関、警察、消防等の関係機関、建築関係団体等と連携して推進する。

## II 計画策定の背景等

### (1) 計画策定の背景

円滑な経済活動を確保しつつ、建築確認・検査・違反是正といった一連の手続きの実効性を確保することが必要になった。

- ①質の高い建築物の整備が求められている。
- ②構造計算偽装問題や完了検査を受けない建築物における違反、施工ミス等による建築基準法違反が発生した。
- ③建築主事等による確認審査において、部材・資材の判断に困難な問題が発生した。
- ④昇降機等における人身事故など重大な事故が発生した。

### (2) 建築基準法の改正等

- ①確認審査・検査を実施する体制の強化
  - ・確認審査・検査が一定の民間開放した指定確認検査機関制度（平成11年度）
  - ・構造計算偽装に伴いピアチェック体制として構造計算適合性判定機関制度（平成19年度）
- ②建築基準法の適合性を担保するための手続きの充実・強化
  - ・中間検査制度の導入（平成11年度）

- ・特殊建築物の定期報告制度の充実（平成20年度）

③平成11年度から建築物安全安心実施計画の推進による完了検査率の向上

### Ⅲ 計画の期間

平成23年度～平成26年度

### Ⅳ 計画の公表

県のホームページ等で公表する。

### Ⅴ 達成状況の把握と公表

目標達成状況について、基本的に、毎年度末にとりまとめを行い、検証するとともに、数値目標達成状況を公表する。

### Ⅵ 取組むべき施策

#### 1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

##### (1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施する。特に、建築確認審査の迅速化については、構造計算適合性判定を要する物件に係る確認申請書の提出から、確認済証交付までの所要期間の平均値※について35日以内を目指す。

※「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値とする。

平成22年6月、確認審査の迅速化の取組み及び建築確認審査過程のマネジメントについて、取組み方針として「推進計画書」を策定した。

【目標】○適確な審査の徹底

【数値目標】○構造計算適合性判定を要する物件に係る確認図書の提出から確認済証交付までの所要期間の平均値について35日以内を目指す

## 【施策】

山 梨 県	県 指 定 確 認 検 査 機 関・ 県指定構造計算適合性判定機関
1 確認審査等の指針に基づく円滑かつ適確な確認審査の実施 2 確認審査、構造計算適合性判定審査、消防同意手続きの平行審査の実施 3 データベース等を活用した設計者の適格性の確認 4 日本建築行政会議を通じた運用の円滑化 5 山梨県建築行政連絡会議を通じた審査担当者の審査技術向上の取組み	1 確認審査等の指針に基づく円滑かつ適確な確認審査の実施 2 確認審査、構造計算適合性判定審査、消防同意手続きの平行審査の実施 3 データベース等を活用した設計者の適格性の確認 4 日本建築行政会議を通じた運用の円滑化 5 山梨県建築行政連絡会議を通じた審査担当者の審査技術向上の取組み

## 現 状

建築確認件数は、平成 19 年度 5, 099 件、平成 20 年度 4, 841 件、平成 21 年度 4, 044 件と景気低迷により減少している。

平成 19 年 6 月 20 日施行の「確認審査等に関する指針」により適確な審査を行っている。

また、建築確認手続きの運用改善として、建築確認審査の迅速化及び申請図書の見直し等の観点から建築基準法施行規則等の改正が行われ、平成 22 年 6 月 1 日から施行された。

## 重点的な取組み

### ①確認審査、構造計算適合性判定審査・消防同意手続きの平行審査の実施

運用改善に伴い、迅速かつ適確な建築確認審査を推進するため、構造計算適合性判定を要する物件に係る確認申請書の提出から、確認済証の交付までの所要期間の平均値について 35 日以内を目指す推進計画書を策定し実施している。

### ②データベース等を活用した設計者の適格性の確認

設計者の資格、処分履歴等の確認を行う。

### ③日本建築行政会議を通じた運用の円滑化

建築基準法の運用・解釈等については、日本建築行政会議の全国統一の取扱いにより審査を行う。

### ④山梨県建築行政連絡会議を通じた審査担当者の審査技術の向上

特定行政庁、指定確認検査機関が建築確認審査・検査にあたり、建築基準法及び山梨県建築基準法施行条例の取扱いについて協議し、統一された判断・解釈及び審査技術の向上を図るため、山梨県建築行政連絡会議を開催する。

## (2) 中間検査・完了検査の徹底

建築物の安全性確保と違反建築物の発生を防止するため、施工時において建築基準関係規定への適合を確保することが重要である。このため、中間検査及び完了検査の更なる徹底を図る。

【目標】○完了検査率の向上

【数値目標】○完了検査率 95%

【施策】

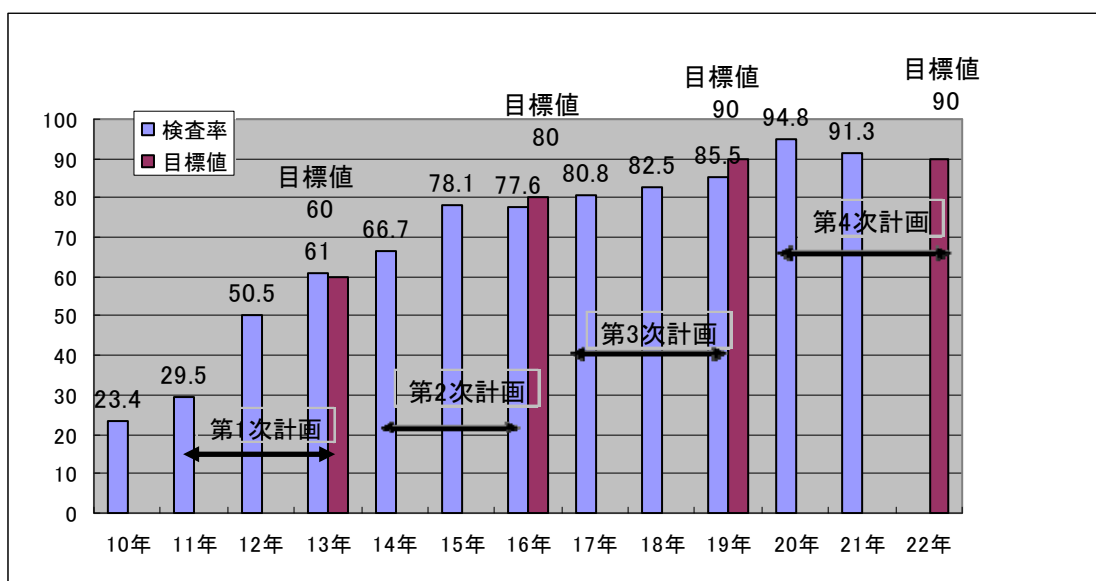
山 梨 県	県指定確認検査機関
1 未受検建築物に対する電話、はがき等による督促の実施	1 中間・完了検査時における工事監理者の立会いの実施
2 未受検建築物に係る報告徴収、立入検査の実施	
3 中間・完了検査時における工事監理者の立会いの実施	

### 現 状

平成 11 年度から、建築基準法の実効性の確保を図るため、山梨県建築物安全安心実施計画を策定し、完了検査率向上の取組みを行ってきた。

中間検査率は、ほぼ 100%になっている。

完了検査率は、取組み前の平成 10 年度は 23.4%と低く、第 1 次計画（3 カ年ごと）の平成 13 年度は 61%、第 2 次計画の平成 16 年度は 77.6%、第 3 次計画の平成 19 年度は 85.5%、平成 22 年度末で終了する第 4 次計画の目標値 90%に対し、平成 20 年度は 94.8%、平成 21 年度は 91.3%に向上しているが、完了検査率の更なる向上を目指して取組む。



※完了検査率：完了検査申請件数 / 確認件数

#### 重点的な取組み

未受検建築物に対して、電話・はがき等による督促を継続して行う。また、施工状況報告を求めることや、立入検査を実施する。

適正な工事監理状況を確認するために、中間・完了検査時に工事監理者の立会いを求める。

#### (3) 工事監理業務の適正化とその徹底

建築施工時における適法性の確保の観点から、工事監理者が適正に選定され当該工事監理者による工事監理が適確に行われていることが重要である。このため、工事監理業務の適正化とその徹底のための取組みを行う。

【目標】 ○工事監理者選定割合の向上

【数値目標】 ○工事監理者設定割合 100%

【施策】

山 梨 県	県指定確認検査機関
1 建築確認申請時の工事監理者の記載の徹底	1 建築確認申請時の工事監理者の記載の徹底
2 データベース等を活用した工事監理者の適格性の確認	2 データベース等を活用した工事監理者の適格性の確認
3 工事監理状況報告書提出義務の徹底	3 工事監理状況報告書提出義務の徹底
4 工事監理ガイドラインを活用した建築士事務所の工事監理能力向上のための講習会の実施	

#### 現 状

建築確認申請時に工事監理者未選定の物件があることから、建築主に、工事監理者を定めなければならない旨の指導を行っている。

#### 重点的な取組み

建築確認申請時に工事監理者の記載の徹底を行う。

工事監理者が未選定である場合には、確認済証交付時に、工事着手までに工事監理者決定届けの提出を促すとともに徹底する。



## 2 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底

### (1) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底

建築確認検査の主要な役割を担う指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関における適確な確認審査・検査及び構造計算適合性判定審査を確保するため、指定確認検査機関等に対する指導・監督を徹底する。

【目標】○指定確認検査機関・県指定構造計算適合性判定機関への立入検査の実施

○県指定確認検査機関・県指定構造計算適合性判定機関の処分基準の作成

【施策】

山 梨 県
1 指定確認検査機関及び県指定構造計算適合性判定機関への立入検査と必要に応じた抜き取り調査の実施
2 県指定確認検査機関・県指定構造計算適合性判定機関の処分基準の作成とこれに基づく指導・監督や処分の徹底
3 県指定確認検査機関・県指定構造計算適合性判定機関の処分履歴等の公表

### 現 状

平成 11 年度に建築基準法が改正され、建築確認・検査業務が一定の民間機関に開放された。

本県においては、平成 15 年度に（社）山梨県建設技術センターが県指定の指定確認検査機関となり業務を行っている。また、平成 22 年度 12 月末現在、本県を業務エリアに指定している指定確認検査機関は 19 機関になっている。

また、平成 17 年には構造計算偽装事件が大きな社会問題になったことから、再発を防止し、建築物の安全性を確保するため厳格な審査を行うこと等について、建築基準法が改正され平成 19 年 6 月 1 日から施行された。

鉄筋コンクリート造で高さが 20m を超える建築物等については、構造計算が適正に行われたことについて、構造計算のピアチェックが義務づけられた。判定は建築主事の求めに応じ、知事が指定した者に「構造計算適合性判定」を行わせることができることから、本県では、3 つの機関を指定し判定を行っている。

県内の建築確認処理件数の指定確認検査機関の割合は、平成 19 年度 66%、平成 20 年度 80%、平成 21 年度には 84% になっている。また、構造計算適合性判定件数は、平成 19 年度 43 件、平成 20 年度 48 件、平成 21 年度 40 件であった。

### 重点的な取組み

建築確認・検査の主要な役割を担う指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の

業務の公正かつ適確な実施を確保するため、県指定確認検査機関・県指定構造計算適合性判定機関に対する処分基準の作成と指導・監督を徹底し、県指定の確認検査機関に対しては少なくとも年1回以上の立入り検査を実施するとともに、申請書の抜取り調査を実施する。

県指定確認検査機関・県指定構造計算適合性判定機関において、指定基準不適合や確認審査業務等に著しく不適当な行為がある場合には、処分基準に基づき厳正な処分を実施するとともに、処分を行った場合には、処分履歴等を公表する。

## (2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底

適切な設計及び工事監理を通じた建築物の安全性確保のため、建築士及び建築士事務所に対する適確な指導・監督を徹底する。

【目標】○二級・木造建築士及び建築士事務所の処分基準の適確な運用

○建築士事務所への計画的な立入検査の実施

【施策】

山 梨 県
1 建築士及び建築士事務所の処分基準に基づく指導・監督や処分の徹底
2 建築士事務所への立入検査の実施と立入検査率の向上
3 確認申請窓口における注意喚起等による建築士の法定講習受講の周知徹底
4 建築士事務所の業務報告書の提出義務の徹底及びこれを踏まえた指導・監督
5 構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の確保状況の把握
6 業務報酬基準の周知
7 建築士及び建築士事務所の処分履歴等の公表

## 現 状

二級・木造建築士の処分基準は平成20年11月28日に制定（同日施行）し、建築士事務所の処分基準については平成22年5月20日に制定（同年6月1日施行）した。

## 重点的な取組み

- ①建築士法の適確な運用のため、建築士及び開設者を対象とした講習会を実施する。
- ②建築士及び建築士事務所の業務の適正を確保するため、二級・木造建築士または建築士事務所の開設者が、建築士法の処分事由に該当するときは、処分基準に基づき迅速かつ厳正に処分等を行う。また、処分等がなされたものに対してその後のフォローアップを適確に行う。
- ③長期的な立入計画に基づき、建築士事務所への立入検査を実施し、建築士及び建築士事務所の指導を徹底する。

### 3 違反建築物等への対策の徹底

#### (1) 違反建築物対策の徹底

大阪市で発生した個室ビデオ店火災、群馬県で発生した未届有料老人ホーム火災などを踏まえて、県民の生命、健康及び財産を保護するため、警察、消防、福祉等の関係機関と連携し、違反建築物の実態を把握するとともに、違反建築物対策を計画的かつ強力に推進する。

【目標】 ○違反建築物対策の徹底

【施策】

山 梨 県
1 警察、消防、福祉等の関係機関との連携体制の確保
2 違反建築物パトロールの実施
3 違反建築物に関与した建築士・施工者に係る調査の実施
4 違反建築物に係る是正・指導の徹底
5 重大な違反や悪質な違反に係る告発等の実施

#### 現 状

違反建築物の主なものは、確認申請の手続き違反が最も多く、次に火気使用室の内装制限違反、廊下・階段等の避難施設関係違反となっている。

#### 重点的な取組み

違反建築物パトロールを定期的を実施し、違反建築物に対しては建築基準法に基づき施工状況の報告を求め、是正計画書の提出の指導及び是正報告の確認を行う。

なお、重大な違反や悪質な違反については、告発等を行う。

#### (2) 違法設置昇降機への対策の徹底

建築確認等の必要な手続きが行われていない違法設置エレベーターについては、情報の受付窓口を設置するとともに、労働基準監督署、山梨労働局との連携を図り、違法設置エレベーターに係る情報を把握した場合に所要の措置を講じるよう徹底する。

【目標】 ○違法設置昇降機対策の徹底

【施策】

山 梨 県
1 違法設置エレベーターに関する情報の受付窓口を設置 2 労働基準監督署等と連携しつつ、情報を把握した場合の所要の措置の実施

現 状

工場等で作業等に使用される違法設置エレベーターについて、山梨労働局から情報提供があったことから、緊急点検を実施し改善指導を行っている。

重点的な取組み

違法設置エレベーターに関する情報の受付窓口を設置し、労働基準監督署、山梨労働局との連携を図り、違法設置エレベーターに係る情報を把握した場合には、緊急点検を実施し建築基準法に基づき施工状況の報告を求め、是正計画書の提出の指導及び是正報告の確認を行う。

4 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

(1) 定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進

定期報告の徹底により、建築物の損傷、腐食その他の劣化等の状況を適確に把握するとともに、その結果を違反建築物対策や既存建築物の安全対策に活用する。また、定期検査報告の徹底により、昇降機や遊戯施設、建築設備について安全性確保を促進する。

定期報告の履行の徹底にあたっては、データベース等の活用により実効性が上がるよう取り組む。

【目標】 ○定期報告率の向上

【数値目標】 ○特殊建築物の報告率70%

○昇降機等の報告率100%

【施策】

山 梨 県
1 建築物及び昇降機等の定期報告制度の周知徹底 2 指定対象を把握するための定期報告台帳の整備 3 未報告建築物等の所有者等に対する督促等の徹底 4 報告内容を踏まえた指導の徹底 5 既存不適格建築物における現行基準への適合の必要性の周知と改修工事の促進

## 現 状

過去5年間における定期報告率は次の表のとおりである。なお、平成21年度における全国の報告率は建築物が67.0%、昇降機等が95.0%である。

定 期 報 告 率

年 度		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
特 殊 建 築 物	報告すべき件数	952	1,161	1,752	794	1,367
	報告件数	523	679	1,093	489	862
	報告率	54.9%	58.5%	62.4%	61.6%	63.1%
昇 降 機 等	報告すべき件数	2,132	2,260	2,402	2,255	2,255
	報告件数	2,039	2,130	2,182	2,105	2,223
	報告率	95.6%	94.2%	90.8%	93.3%	98.6%

※特殊建築物の定期報告：特殊建築物の用途ごとに報告する年度を定めている

## 重点的な取組み

- ①建築確認支援システム等を利用して定期報告台帳を整備し、指定対象建築物を把握する。
- ②未報告建築物の所有者等に督促の通知をする。
- ③県のホームページへの掲載や防災査察を通じて、定期報告制度の周知を図る。
- ④吹付け石綿等の処理や耐震診断・改修について、定期報告内容を踏まえ適確に指導する。
- ⑤既存不適格として報告された建築物について、現行基準への適合の必要性の周知と改修工事の促進を図る。

### (2) 建築物の耐震診断・改修の促進

山梨県耐震改修促進計画を踏まえて、新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断を推進するとともに、耐震基準に満たない建築物の耐震改修を促進する。

【目標】 ○建築物の耐震化率の向上

【施策】

山 梨 県
1 耐震診断及び耐震改修費用の助成制度の普及
2 耐震診断及び耐震改修を行った建築物のデータベース化
3 耐震改修事例等の公表による周知活動

## 現 状

住宅及び多数の者が利用する特定建築物の平成 27 年度末までの耐震化率の目標値をそれぞれ 90%とした「山梨県耐震改修促進計画」を平成 19 年度に策定した。

この促進計画による山梨県の平成 17 年度末における住宅の耐震化率は 72.3%である。国土交通省の推計による平成 20 年時点の本県の耐震化率は 74%（全国 79%）となっている。

景気低迷等の社会情勢の影響もあり、住宅の耐震化は計画通りの進捗となっていない。

## 重点的な取組み

①木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対し助成を行う。

（平成 22 年度の助成制度：木造住宅耐震診断支援事業、木造住宅耐震改修支援事業、耐震性向上型改修支援事業、木造住宅耐震化建替支援事業、耐震シェルター設置支援事業）

②市町村や建築関係団体と連携して耐震改修に関するパンフレットの作成や配布、相談窓口の設置及び出前講座等を実施し、県民に情報提供を行うとともに、木造住宅の耐震診断や耐震改修に対する助成制度の普及に努める。

③防災査察を通じて、耐震診断・耐震改修の実施について指導・助言を行う。

④県のホームページを活用し耐震改修事例等を公表する。

### (3) 建築物に係るアスベスト対策の推進

アスベスト対策の喫緊性に鑑み、アスベストを有する建築物に係るデータベースを早期に整備するとともに、建築物所有者によるアスベスト改修を促進する。

【目標】 ○アスベスト対策の徹底

【施策】

山 梨 県
1 アスベスト対策の周知徹底
2 アスベストを有する建築物に係るデータベース化
3 アスベスト除去費用の助成制度の普及

## 現 状

平成元年度以前に建てられた延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の建築物について平成 17 年度から立入調査等を実施し、データベース化を図っている。

アスベスト対策の助成については、調査費は 19 市町、除去工事費等は 16 市町において実施されている。

民間建築物における吹付けアスベストに関する調査結果（平成22年9月現在）

	建築物の数
①調査対象の建築物の数	1,025
②調査をした（報告のあった）建築物の数	952
再調査が必要な建築物の数（トモリト等を分析対象としていなかった建築物）	119
③露出してアスベストの吹付けがされている建築物の数	60
対応済の建築物の数	49
未対応（指導中）の建築物の数	11

重点的な取組み

- ①平成2年以降に建てられた建築物及び平成元年までに建てられた延べ面積1,000㎡未満の建築物について、データベース化を図る。
- ②アスベストの分析調査や除去等が必要なものについて、引き続き指導を行う。
- ③県のホームページや防災査察等を通じて、アスベスト対策の周知を図る。
- ④全市町村での助成制度の実施に向け取組む。
- ⑤助成制度の周知と活用の促進を図る。

5 事故・災害時の対応

(1) 迅速な事故対応

事故発生時における警察等との連携による迅速かつ適確な事故対応を行う。

【目標】 ○事故発生時における迅速な現場調査の実施

【施策】

山 梨 県
1 警察等の関係機関と連携した事故発生時の迅速な対応の実施
2 事故に係る建築行政としての調査の実施、原因究明、再発防止策の検討及び国土交通省への情報提供
3 同様の事故を未然に防止する観点からの緊急点検等の迅速かつ適確な実施

現 状

大阪市で発生した個室ビデオ店火災、群馬県で発生した未届有料老人ホーム火災あるいはエレベーター等の事故に関連し、県内の類似施設について消防部局等と連携し緊急点検を行い、改善が必要な施設については是正指導を行っている。

### 重点的な取組み

- ①警察等の関係機関と連携した事故発生時の迅速な対応の実施。
- ②社会問題になった同様な事故を未然に防止するため、緊急点検を実施する。

### (2) 迅速な災害対応

迅速な災害対応を可能とする体制整備を図る。

【目標】 ○登録応急危険度判定士の確保

【数値目標】 ○応急危険度判定士の登録数 1, 500人

【施策】

山 梨 県
1 災害時の対応体制の整備
2 迅速かつ正確な災害情報の把握と提供
3 応急危険度判定士の確保
4 応急危険度判定士の技術等の向上
5 広域的な応急危険度判定士派遣体制の確保

### 現 状

応急危険度判定士養成講習会を毎年開催しており、応急危険度判定士の登録数は次のとおりである。

年 度	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
判定士数	1, 405	1, 289	1, 356	1, 419	1, 405

### 重点的な取組み

- ①県内の建築士に養成講習の受講を働きかけ、応急危険度判定士の目標数の確保に努める。
- ②(社)山梨県建築士会、市町村と連携し応急危険度判定士出動のための情報伝達訓練を実施し、応急危険度判定士派遣体制の整備を図る。
- ③応急危険度判定士の技術向上のため、現存する建物を使用し、応急危険度判定訓練を実施する。

### 6 消費者への対応

建築物についての安全・安心に係る様々な相談や苦情が寄せられていることに鑑み、県民生活センターとの連携、消費者への適切な対応、情報提供等を行う。



【目標】○県民生活センターとの情報交換

【施策】

山 梨 県
1 県民生活センターとの連携 2 消費者向け情報の提供 3 苦情・相談窓口の設置

現 状

建築物について県民に情報提供やアドバイスを行うための、相談窓口を建築住宅課、建設事務所、(社)山梨県建築士会に設置している。

重点的な取組み

県民生活センターに寄せられる苦情・相談の情報を共有し対応を行う。

また、建築行政においても県民生活センターと連携し、消費者への適切な対応、情報提供等を行う。

## 7 執行業務体制の整備

### (1) 内部組織の執行体制

具体的施策を遂行するための効果的な執行業務体制の構築や建築行政に携わる職員の人材育成を図る。

【目標】○審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等

【施策】

山 梨 県
1 審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等の実施・参加 2 建築行政に携わる職員の長期的な視点からの人材育成

現 状

建築確認業務は、平成20年度・21年度と指定確認検査機関に8割以上シフトしている。

建築行政職員の人材育成及び審査担当者の審査技術向上については、実践における技術習得が必要となっている。

重点的な取組み

山梨県建築行政連絡会議を通じ、審査のバラツキの解消、審査担当者のスキルアップを図るため、定例的に会議を開催するとともに、各種講習会・研修会への参加及び情報の共有のための勉強会を行う。

若手職員を中心に職員研修計画を作成し、国土交通大学等の研修制度を活用し、専門課程の建築指導コース、特別課程の建築構造審査等の専門知識を習得させ、人材育成を図る。

## (2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制

建築物等の安全性確保は、特定行政庁のみの努力でできるものではなく、関係機関・関係団体と連携を図る。

## (3) データベースの整備・活用

適確な建築行政の推進のためには、確認検査をはじめとする建築物等に係る情報を適確に把握することが重要であり、そのため、建築物等に係る情報の蓄積、整理、管理のための各種データベースの整備が必要である。

【目標】 ○建築確認・検査等に係るデータベースの整備

【施策】

山 梨 県
1 建築確認・検査、定期報告の内容のデータベース化
2 データベースの分析による課題抽出と施策検討
3 建築士・建築士事務所データベースの整備と適切な維持管理
4 建築士・建築士事務所の処分情報の共有・データベース化

## 現 状

建築確認・検査、定期報告のデータベース化、建築士・建築士事務所データベースの整備、建築士・建築士事務所の処分情報のデータベース化を図っている。

## 重点的な取組み

データベースの整備・活用により適宜、実態把握とその分析を行うとともに、抽出された課題の解決に向けた施策の検討を行う。

## 1. 推進計画書の趣旨

本計画書は、平成22年6月1日から実施される建築確認手続き等の運用改善を受け、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）（平成22年5月17日付け国住指第655号）」及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについて取組み方針を定めるものとする。

## 2. 現状の分析等

## (1) 審査に要する所要時間の把握・分析

(適判物件・非適判物件毎に審査に要する平均所要期間を把握・分析（直近3月）)

	事前相談		確認申請から確認済証交付						合計	
	総日数	実審査日数	確認審査		適判審査		計		総日数	実審査日数
			総日数	実審査日数	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数		
適判物件	2.1	2.1	23.9	20.8	11.8	5	35.7	25.8	37.8	27.9
非適判物件	0.5	0.5	16.6	11.2	—	—	16.6	11.2	17.1	11.7

※適判物件は直近3月分が0件のため、平成21年度の12件を調査した。非適判物件は事前相談31件、審査件数は38件

## (2) 審査に長期間を要している物件の把握・分析（適判物件・非適判物件毎）

長期物件は、構造、避難規定の解釈上の相違、関係図書の相違によるもの。

## (3) 確認審査の流れ（適判物件・非適判物件毎）（消防同意手続きを含む）

- ・適判物件 市町村受付窓口→建設事務所（建築住宅課）→消防同意→適判→確認済証
- ・非適判物件 市町村受付窓口→建設事務所→消防同意→確認済証、ただし、地域により市町村→消防同意→建設事務所

## (4) 確認審査の体制

意匠、構造、設備を同一担当者で審査している。

## (5) 事前相談

建築確認の円滑化のため、申請者の求めに応じて事前相談を行っている。

(6) ヒアリング

必要に応じてヒアリングを行っている。

(7) 審査担当者会議

山梨県建築行政連絡会議を必要に応じて開催している。

(8) 指摘事項のバラツキをなくすために工夫していること

建築基準法の運用・取扱いについては、山梨県建築行政連絡会議で統一を図っている。

### 3. 建築確認審査の迅速化の目標設定

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施することを目標とする。

特に構造計算適合性判定を要する物件については、確認図書の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値※について35日以内を目指す。

※「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値とする。

### 4. 建築確認審査迅速化のための取組み

(1) 確認審査受付時点でのチェック方法

市町村受付時点で事務の効率化・迅速な事務処理を図るために、業務内容を市町村職員に理解してもらう必要があることから説明会を実施する。

(2) 審査方法（審査手順・申請者とのやりとり方法を含む）の改善

事前相談制度の活用について建築関係団体等に周知を図る。

(3) 審査体制の改善

審査担当者のスキルアップのため、各種講習会への参加及び情報の共有のための勉強会を行う。

(4) 構造計算適合性判定や消防同意手続きとの並行審査

消防との並行審査ができるよう調整する。

## 5. 建築確認の審査過程のマネジメント

### (1) 物件毎の進捗管理

- ・円滑な確認審査の推進のため、確認申請を受け付けた段階から、物件毎の審査状況の進捗を管理するものとする。
- ・毎月、各物件の審査状況、平均総審査日数、平均実審査日数等を整理・把握し、審査体制や審査方法について検証を行う。

### (2) 一般からの苦情を受け付ける窓口等の設置

審査に係る苦情を受け付ける窓口を、建築住宅課に設置し対応する。

### (3) 苦情窓口を通じた審査の指摘内容のバラツキ等の把握、特定行政庁内での調査体制の整備。

寄せられた苦情については、実態を調査し、必要に応じてバラツキ是正等のための指導を行う。

### (4) 審査員への指導等の取り組み

- ・勉強会を実施する。
- ・審査業務の浅い職員は、必然的に審査期間が長くなるので、育成を含めフォロー体制を整える。

## 6. その他

### (1) 推進計画書の公表方法

県のHPに掲載する。

資料 2

建築行政マネジメント計画策定経過

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
原案として盛り込む内容の整理、目標の設定及び現状を踏まえ取り組むべき施策の取りまとめ				→								
県内特定行政庁と原案について調整(甲府市、富士吉田市、建設事務所)					→							
建築行政マネジメント計画策定協議会を開催し、意見の聴取						→						
建築行政マネジメント計画の作成			→									
建築行政マネジメント計画の実施			第4次建築物安全安心実施計画が、平成22年度に終了することから、平成23年度から建築行政マネジメント計画を実施									